

ゴビンダ通信

№ 8

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

January.30.2003

Dear Minna-san Ohayogozaimasu.!

Ogenkidesuka?

Watashi ha minna-san no okhake-sama de aikawarazu genkidesu-yo
Minna-san kara okutte irassatta Nenga-jo muraimashita, oyosho 200, mai-
gurai desuta. Mada. mada Nenga-jo khite tsuzuite ru kara kongetsu,
ippai made thakusan kuru to omoimasu.

kono shougatsu ha tottemo sabishii desuta, sono uhe khaze wo hikeshimate
tottemo taihen desuta. Demo Minna-san kara okutta nenga-jo ni khai-
ta koto yonde, hitsuji no shashin (photo) mite tanoshindemashita-yo.

Minna-san doumo arigatou gozaimashita. Minna-san kara thasukeru-
tameni iro-iro koto (khami-sama ni oinori nado) khaite irassatta koto,
nenga-jo kara wakarimashita. Dakara watashino khokoro to atamani,
ippai jishin agarimashita-yo. Minna-san kara no kono shien, mai, nasake,
wasurare nai koto desu. Minna-san taihen arigatai desu.

kore kara mo douzo yoroshiku onegaishimasu.

Dewa Mata.

"MUZITSU" Govinda Prasad Mainali.

Tokyo kosuge nite.

16.1.2003.



支える会 活動報告！

□□ □ 第143次最高裁統一要請行動

1月23日（木）国民救援会の第143次最高裁統一要請行動に参加しました。

朝の宣伝行動（ビラまき）では、途中から雪が降り始めました。出勤してくる職員の方々も、みな寒そうに肩をすぼめ、コートのポケットに手を入れています。それなのに、ちゃんとポケットから手を出してビラを受け取って下さるのは、嬉しい驚きでした。

午前11時から最高裁の中に入り要請を行いました。ゴビンダさんは6回目の正月を独房の中で迎え、ただひたすら酷寒と孤独に耐えている。無実を訴える被告人に対するこのような処遇は、事実上「刑罰」としか思えない。最高裁の公正な裁きにより一日も早くネパールに帰してほしいと訴えました。

午後1時から「平和と労働センター」で、各事件関係者が地元から持参してこられた特産品や地酒がふるまわれ、暖かい雰囲気の中で、交流会が行われました。

最高裁はこのほど刑事事件の判決言い渡しについて「各小法廷や大法廷が相当と認める時は、判決理由の要旨を告知する」と全員一致で申し合わせたそうです。これまでは長年の慣行で主文しか読まなかったのですが、「刑事訴訟法の定めを守れ」という「道理ある要求」が、ついに受け入れられたものです。あきらめることなく、これからも「厚い壁」を動かすための地道な努力を続けることが大切だと思いました。（客野）

□□ □ 年賀状のお礼

ゴビンダさんに年賀状を出してくださった皆さま、本当にありがとうございました。おかげさまで正月早々から200枚以上の年賀状が続々と届けられ、「こんなにも多くの人たちが無実を信じて支援してくれているのだ」ということを、ゴビンダさんに実感してもらうことができました。これからも、このような「目に見える形」で、誰にでも参加できる支援方法を工夫していきますので、よろしくお願いします。

事務局

2月の学習会 「外国人被告の処遇と裁判を考える」

< 四国・道後のタイ人女性殺害事件 >

外国人の被告人は公正な裁判を受けているか。講師：深見史さん

◆ 2月28日（金）午後7時～9時

◆ 弁護士会館5階

☆ 支える会からののお知らせ ☆

■事務局会議（2月は4日（火）第1火曜日に行いました）

今回は3月11日（火）第2火曜日に行います。現代人文社：信濃町下車徒歩5分
会員の方ならどなたでも会議に参加出来ます。意見を出し合って「支える会」を進めてゆきたいと考えています。ぜひ、ご参加ください。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付

留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail: mainali@anet.ne.jp

ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>

☆インドラさん・ラダさん来日

年末カンパのお礼とカンパ継続のお願い

「通信 No.7」の呼びかけに応じて、多くの方々から年末カンパが寄せられました。このような誰もが経済的に余裕のない時代にあって、本当に有難いことと皆さまのご厚意に深く感謝しております。おかげさまで年末カンパだけで約20万円が集まりました。これは、兄インドラさんと妻ラダさんの往復航空運賃に相当する金額です。ゴビンダさん逮捕後、初来日のインドラさんは2月2日に到着し1週間位の滞在です。期間中、ゴビンダさんの面会、弁護団との会見、最高裁への要請などを予定しています。

再来日のラダさんは、今回はビザの期限内（90日間）で家庭の事情が許す限り、できるだけ長期間滞在する予定です。毎日ゴビンダさんの面会に通うかわら、3月23日集会や地方の集会にも行ってアピールしていただきます。そこで、重ねてのお願いで恐縮ですが、お二人の滞在費や交通費のため、どうぞ今後とも引き続きカンパをしていただけますよう、よろしくお願いいたします。（会計）

----- ☆3. 23ゴビンダさん支援集会の予告！

ゴビンダさんの逮捕からちょうど6年。3月23日（日）の午後1時から5時、東京麻布台セミナーハウス（日比谷線「神谷町」下車3分）にて、100人規模の支援集会を開催します。下記のようなプログラムを準備しています。最後に、参加者による最高裁宛上申書の決議も行います。ゴビンダさんの無実を信じる私たち市民の力で最高裁を動かすため、できるだけ多くの方のご参加をお願いします。（詳細のチラシを作成中です）

プログラム

- 1) ラダ・マイナリさんのアピール
- 2) 外国人冤罪事件リレートーク（冤罪事件の構図、無罪勾留の問題は）
ゴビンダ事件：神田安積氏、トクナガ事件：上條剛氏
ロザール事件：秦雅子氏、ジャスティス事件：池田崇志氏
- 3) 秋山賢三弁護士の講演 「裁判官はなぜ冤罪を見抜けないのか」
最近、岩波新書から「裁判官はなぜ誤るのか」という著書を出されました。
- 4) ゲストのアピール
布川事件の桜井昌司氏、痴漢冤罪事件の長崎満氏、他。

（事務局）

1月・学習会報告 「酩酊冤罪事件」

……1月24日、無実のゴビンダさんを支える会の月例学習会に参加しました。この学習会も、月に一回のペースで定着化し、冤罪事件被害者などから貴重な体験談を直接聞ける、有意義なものになってきています。今回の、「酩酊冤罪」は、冤罪が、いかにごくありふれたことから起こりうるのかを象徴するような事件です……

事件は、2年半ほど前、2000年6月に起きました。20歳代後半の会社員、石原悟さんは、会社の同僚といっしょに楽しく酒を飲んで、すっかり酔っぱらってしまいました。

その日は忙しかった仕事が一段落し、仲の良い同僚が結婚するという知らせを聞いたりして、すっかりいい気分になり、ふだんはあまり飲まない酒を少々飲み過ぎてしまいました。気がついたら山手線の品川駅構内で寝ていたのです。駅構内の照明もすでに消え、終電が終わった後らしい。隣には自分とくっつくように寝ている人がいました。その人を、いっしょに飲んでいた先輩だと思いこんだ彼は「先輩、まずいですよ。電車がなくなっただけで、タクシーで帰るしかない。先輩金もってますか？」とたずねました。するとその人物も「鞆、鞆」というので、鞆を開けて中にあった封筒からお金を出し「先輩、ちょっと借りますよ」とポケットに入れてタクシーを探しに歩き出したとたんに、鉄道警察官に窃盗の現行犯で逮捕されたのです。そして、その先輩だと思い込んでいた相手は、見知らぬ人物で、酔っぱらって偶然隣に寝ていただけの人だったのです。

終電が終わったとはいえ、週末の金曜日、まだかなり人が歩いていたこと、そういう場所で彼が「先輩」の鞆から出したお金を、おおっぴらに数えているのを警察官自身が見ていること、自分の鞆を「先輩」のそばに放置したままその場を離れていることなどから、意図的な窃盗の意識はなく、酩酊したまま半分寝ぼけた行動であったことが強く推測されます。

しかし、警察はいっさい彼の弁解を聞く耳もたず、そのまま 20 日間の勾留の後起訴され、通算 152 日間も身柄を拘束されます。その間に、会社も事実上解雇（形式的には依願退職）されました。

一審では有罪（懲役 1 年半、執行猶予 3 年）判決を受けます。控訴審では裁判官が職権で酩酊状況の鑑定実験を命じ、彼が事件当時、酩酊状態であり、犯罪の意識がないことや、行動そのものも犯罪を構成しないという認定で、逆転無罪となります。（このなかなか粋な裁判官が、じつはトクナガさん事件で、無罪判決を受けた人の勾留を認め、さらに逆転有罪判決を下した同一裁判官なのを知っていささか複雑な心境です）

石原さんのお話を聞いていちばん腹立たしかったのは、152 日間も勾留していること。裁判はそもそも身柄勾留を前提としてはならないことになっており、日本が批准している国際人権規約（自由権規約）でも、裁判では身柄勾留は例外でなければならない、とされていますが、否認事件は、ほとんどの場合、証拠隠滅の恐れなどという検察のずさんな主張が 100 %受け入れられ、本来は権利である保釈がなかなか認められません（保釈金も高すぎます）。ここには、警察・検察だけでなく、勾留請求のほぼ 100%を認めてしまう裁判所の問題も大きくたちはだかっています。

しかも、本人が勾留されている間に、逆に警察は証拠の隠滅や捏造をはかっているのです。警察は会社や目撃者、JR 職員にあたって、被告人に有利な証言をしないように圧力をかけているのです。これが、警察による冤罪づくりでなくて何でしょう。

事件で、彼の人生はすっかり変わってしまいました。学習会の後、何人かといっしょに食事をしたのですが、その席で彼がこう語っていたのが印象的でした。

「体験しないですめば、そのほうがいい体験もあるが、体験してしまった以上は、これをいい方に活かしたい。これから、自分と同じように冤罪に苦しんでいる人のために何かできることがあればやっていきたい」と。

石原さんは、弁護士の松井清隆さんといっしょに『裁かれるべきは誰か 酩酊えん罪』（現代人文社 1500 円）という本を書きました。ぜひ読んでみてください。（今井恭平）